

記入例③ 新しい勤務先で特別徴収を継続する場合

市民税・県民税 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和××年××月××日 (あて先) 東近江市長	所在地(住所)	〒527-0023 東近江市八日市緑町10番5号										特別徴収指定番号	7654321		税額通知書に記載の特別徴収指定番号・宛名番号を御記入ください。			
	名称	東近江商事 株式会社										宛名番号	0123456					
	代表者職氏名	代表取締役 東近江 花子										担当者	係名	経理課経理係		異動届出書の内容について応答していただける担当者を御記入ください。		
	個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	氏名		東近江 太郎	
														電話番号	0748-24-1234			
給与所得者	フリガナ	トウキエ イチロウ										(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	未徴収税額の徴収方法は特別徴収継続に○をしてください。
	氏名	東近江 一郎										120,000 円	30,000 円	90,000 円	令和 5 年 7 月 30 日	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他 8 その他の理由を記入)	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収(本人納付)	
	生年月日	昭和 56 年 2 月 6 日																
	個人番号	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2					
住所	1月1日現在	東近江市山上町1316番地																転勤等異動の生じた年月日を御記入ください。
現住所	東近江市五個荘小幡町318番地																	

◎給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には、以下の項目にも必ず記載してください。

新しい勤務先	所在地(住所)	〒527-0162 東近江市妹町29番地										特別徴収指定番号	7123456		※令和6年1月1日以降に退職又は休職された人の未徴収税額については、必ず一括徴収により納入をお願いします(死亡退職、支払金不足の場合を除く。)	
	フリガナ	トウキエ イチロウ										担当者	係名	人事課大事係		
	名称	有限会社 東近江興産										氏名	東近江 みどり			
	代表者の職氏名	代表取締役 東近江 次郎										電話番号	0000-00-0000		新しい勤務先には、 月割額 10,000 円を 9 月分 から徴収するよう連絡済です。 ※新しい勤務先へお伝えください。	未徴収の月(何月分を徴収していないか)と税額を御記入ください。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について、次の欄に必ず記載してください。

一括徴収する場合の理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出があったため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定月日	徴収予定額(円)	左記税額の納入予定月	税額通知書から異動者の年税額を御記入ください。
一括徴収しない場合の理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため。 2 特別徴収継続の希望があるため。 3 残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。	月 日		月分で納入予定(翌月10日納期限)	
		合計		上記(ウ)と同じ額	

1月1日以降に住所の異動があった場合は御記入ください。

新しい勤務先の所在地、名称、代表者等を御記入ください。

該当する理由に○をしてください。

新しい勤務先の特別徴収指定番号及び担当者等を御記入ください。

何月分から徴収を開始するか(何月分の給与から徴収可能か)を新しい勤務先に確認の上、御記入ください。